

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続をし、保険料は、集金人に3か月に一度、私の夫の分と一緒に払っていたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った際に受け取ったと考えられ、現在も所持している国民年金手帳について、その発行日が昭和39年4月30日と記載されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は同年4月ごろと推測され、その時点で、37年1月までの国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付することが可能である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和39年4月時点で国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付することが可能な期間のうち、37年4月から同年12月までの期間及び38年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していたことから、申立期間①のうち、37年1月から同年3月までの期間及び申立期間②の保険料と一緒に納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に係る保険料はすべて納付し、未納期間が無いことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から同年12月までの期間は、国民

年金の加入手続時点では既に時効となっているほか、国民年金手帳の昭和 36 年 12 月欄には「この月まで納めることは出来ません。」との記載があることから、当該期間については、時効により保険料を納付することはできなかったものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 38 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、平成7年度は、A市B区役所から国民年金保険料の納付連絡があったので、父親の所得証明書等を添えて免除申請手続を行い受理された。

平成8年度は、C県D市へ転居後、E社会保険事務所(当時)から国民年金保険料の納付連絡があり、7年度と同様の必要書類を添えて同社会保険事務所へ郵送して、免除申請手続を行った。免除承認の通知書も届いたが、現在所持していない。9年度から11年度までも同様に毎年秋ごろ、免除申請手続を行った。

平成7年度及び11年度は国民年金保険料が免除されているが、8年度から10年度までについては免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎年、E社会保険事務所から納付勧奨の電話を受け、申立人の父親の所得証明書等を添えて免除申請書を同社会保険事務所へ郵送したと主張するところ、i) 申立人の母親によると、何回か申立人の父親の所得証明書を申立人へ郵送した覚えがあるとしていること、ii) 申立期間当時、E社会保険事務所は、現年度保険料の納付勧奨は行っていないが、申立人が居住していたD市では、文書又は電話による現年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できること、iii) 現在D市を所管するF年金事務所は、申立期間当時、免除申請手続は原則として市区町村で行っていたが、郵送による場合は市区町村を経由せずに、免除申請書を直接社会保険事務所(当時)へ送付することも可能であったとしていることから、申立人は

同市から納付勧奨の電話を受け、申立期間の免除申請書及び必要書類をE社会保険事務所へ郵送し、免除申請手続をしていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間前後の期間について申請免除が承認されていることから、申立人は申請免除手続について認識があったものと認められ、申立人が申立期間の同手続をしなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であり、父親の仕送りだけで生計を立ており、その父親も申立期間の前後を通して大きな生活状況の変化も無かったと推認され、特に申立期間の国民年金保険料が免除されないこととなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1597

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

私は、申立期間当時、実家の手伝いをしており、既に亡くなった父親が20歳になった私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間に係る国民年金保険料は、父親名義の預金口座から振替納付していたはずである。

父親は、家族全員の国民年金保険料を同名義の預金口座から振替納付していたはずなので、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の父親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の父親は、家族全員の国民年金保険料を納付していたとしていところ、申立人の姉妹及び弟は、婚姻前の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、納付意識が高かったその父親が、申立人の申立期間に係る保険料だけを納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後のオンライン記録、及びA町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に記載されている納付年月日状況から、昭和41年12月ごろにA町で払い出されたものと推定され、その時点で申立期間は過年度納付が可能であり、申立人の父親の預金口

座があったとする、B金融機関（当時、A金融機関）から、「申立人の父親名義の預金口座は、昭和37年から54年まで存在していた。また、過年度保険料については、本人からの申し出があれば同口座を利用した納付は可能であった。」との回答を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、20歳になった昭和44年*月に、当時勤めていた商店の店主に勧められ国民年金に加入し、保険料を納付していた。

昭和49年に結婚してからは、妻が自宅近くの金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を、同時に定期的に納付書どおり納付してきており、申立期間の3か月分について私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月で、短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻は、自身の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人及びその妻は、納付月が確認できる昭和60年4月以降の期間において、夫婦で同一月に納付していたことが確認できることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられ、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはない。

加えて、申立期間当時、申立人は、仕事や住所など生活状況に大きな変化は見られず、国民年金保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、標準報酬月額を同年4月は4万8,000円、同年5月及び同年6月は14万円2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年7月1日まで

申立期間については、A社に勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与明細書及び同僚が所持していたA社の入社式の写真により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から昭和59年4月は4万8,000円、同年5月及び同年6月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の同資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を平成6年4月から同年9月までは26万円、同年10月から7年6月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年7月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成6年4月1日から7年7月29日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が11万8,000円となっているが、給与が引き下げられた事実は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年9月までは26万円、同年10月から7年6月までは38万円と記録されていたが、7年3月6日を処理日として、6年4月から7年6月までの記録がさかのぼって11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において当該事業所の厚生年金保険被保険者は7人(申立人を除く。)確認できるが、全員が当該期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている上、当該同僚7人のうち申立人が名前を挙げた二人が所持している当該期間に係る給与明細書により、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった平成6年分給与所得の源泉徴収票により、同年について、訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、当該事業所の当時の経理担当者は、「申立期間当時、会社の業況

が悪く厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)から私を含め標準報酬月額の引下げの話があったと記憶している。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月6日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年4月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、6年4月から同年9月までは26万円、同年10月から7年6月までは38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和45年4月1日、同資格喪失日を46年8月11日とし、申立期間の標準報酬月額を、45年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から46年3月までは5万2,000円、同年4月から同年7月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1月から46年8月11日まで

申立期間は、A社にB専門職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年3月からA社にB専門職として勤務し、46年8月に出産準備のため結婚と同時に退職した。」と述べているところ、戸籍謄本により、申立人は昭和46年8月*日に婚姻していることが確認でき、同社においてB専門職であったとする二人のうち一人は、「私が厚生年金保険に加入した昭和45年4月1日時点で、申立人はB専門職として勤務し、1年半ぐらいの期間一緒に勤務していた。」と述べているほか、他の一人は、「私は申立人に紹介され、昭和46年4月から勤務していたが、申立人は私が入社する前からB専門職として勤務し、同年8月ごろに出産準備のため退職したと記憶している。」と述べていることから判断すると、申立人は申立期間において、同社にB専門職として勤務していたことが認められる。

また、申立人がC専門職として名前を挙げた同僚7人(前述のB専門職二人を含む。)全員が、オンライン記録によると、申立期間の当該事業所における

厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該同僚7人のうち所在が確認できた6人に照会したところ、回答が得られた前述の同僚二人のうち一人は、「私は昭和43年4月から勤務していたが、厚生年金保険に加入した45年4月1日以降は毎月給与から同保険料が控除されていた。」と述べており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該同僚は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和45年4月1日)に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、他の一人は、「私は入社と同時に厚生年金保険に加入したが、私より先に入社し同じ雇用形態であった申立人が同保険に加入していなかったとは考えられない。」と述べており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は自身が記憶している入社日と一致していることから、申立期間当時に当該事業所では、B専門職は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同年代同職種の同僚の記録から、昭和45年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から46年3月までは5万2,000円、同年4月から同年7月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所はオンライン記録により既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④のうち昭和61年12月1日から62年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を61年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社における申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録については、昭和62年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月23日から同年7月10日まで
② 昭和57年12月21日から58年5月1日まで
③ 昭和58年12月6日から59年3月1日まで
④ 昭和61年2月28日から62年1月1日まで
⑤ 昭和62年1月1日から同年9月21日まで

申立期間①、②、③及び④は、昭和55年4月から62年9月までA社にB作業員として勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。各申立期間においても継続して勤務しており、C市やD県にも出張して作業していた。申立期間④の一部については給料明細書等を保管しているので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間⑤は、保管している給料明細書によれば、社会保険事務所（当

時) が記録する標準報酬月額は、実際に支払われた金額よりも低額である。
申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④のうち昭和61年12月1日から62年1月1日までの期間については、申立人が保管する給料明細書により、申立人が、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書に記載された給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和61年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、その後の62年1月1日に再度同保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間④については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本の記録によると、同社は当該期間において法人事業所であったことが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者の供述からも、当時、同社が常時5人以上の従業員を使用する事業所であったことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める同保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の代表取締役であった者(以下「代表取締役」という。)は不明としているが、申立期間④において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間④のうち同年12月の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑤のうち昭和62年1月から同年7月までの期間については、申立人が保管する同年1月から同年7月までの期間の給料明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額(昭和62年1月は23万4,830円、同年2月は30万8,630円、同年3月は26万2,580円、同年4月は26万2,070円、同年5月は31万3,595円、同年6月は32万1,358円、同年7月は33万8,370円)の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和62年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は34万円)に見合う厚生年金保険料(昭和62年1月は1万4,880円、同年2月は1万8,600円、同年3月及び

同年4月は1万6,120円、同年5月及び同年6月は1万9,840円、同年7月は2万1,080円)を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤のうち昭和62年8月については、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の供述から、同月と同年7月とで申立人の雇用形態や業務の内容に変化があったとは考え難いことを踏まえると、申立人は、同年8月においても、上記で同年7月について認定したものと同等の報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとするのが相当である。

したがって、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額については、給料明細書に記載された給与支払額及び厚生年金保険料控除額から、昭和62年1月は24万円、同年2月は30万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、代表取締役は不明としているが、給料明細書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が申立期間⑤の全期間について一致しないことから、事業主は、給料明細書で確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人がA社で一緒に勤務していたとする複数の同僚、及びオンライン記録により、各申立期間前後に同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は通年雇用であり、各申立期間においても継続して勤務していた。また、申立人と同様に冬期にC市などに出張したこともある。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間①から③まで、及び申立期間④のうち昭和61年2月28日から同年11月30日までの期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、代表取締役に照会したところ、「申立期間①から③までの当時は、B作業員は冬期に仕事がなくなるため、いったん雇い止めとして雇用保険を受給してもらい、春先に再雇用することを繰り返していた。昭和59年以降は、従業員が通年雇用の他の事業所に流出するのを防ぐため、冬期に県外へ出稼ぎに行ってもらおうこととしていたが、いずれの期間も厚生年金保険に加入させることはなく、同保険料を給与から控除することも無かった。また、申立期間④においては、B作業員の出稼ぎで赤字がかさんだことで経営不振となったことや、取引先が倒産したことにより、会社は事実上倒産していた。」と回答しており、各申立期間においてB作業員

を厚生年金保険に加入させていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、すべての申立期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

- 4 申立期間①については、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 13 人（代表取締役であった者を除く。以下同じ。）のうち、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 8 人のうち、B 作業員として申立期間①においても継続して勤務していたと供述する者 2 人を含む 4 人は、当該期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から当該期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られず、この一方で、同保険の加入記録が継続している他の 4 人のうち 2 人は、申立人が E 業務担当であったとする者であるほか、別の一人は、申立人が F 業務担当であったとする者であり、これらの者は申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間①前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 4 人のうち、B 作業員として申立期間①においても継続して勤務していたと供述する二人は、当該期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から当該期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られず、この一方で、同保険の加入記録が継続している他の二人が供述する業務内容は、それぞれ工場の責任者、F 業務兼務の B 作業員であることから、これらの者は申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

さらに、被保険者原票によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上述の同僚 4 人及び前述の厚生年金保険被保険者二人は、いずれも、当該期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和 57 年 5 月 21 日であることが確認でき、申立期間①のうち 57 年 2 月 23 日から同年 5 月 20 日までの期間については、同保険の加入記録も無い。

- 5 申立期間②については、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 13 人のうち、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人は、いずれも申立期間②の全部又は大半の期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者ではなかった

期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られなかった。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人のうちB作業員であったと供述する3人は、申立期間②において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者ではなかった期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られず、この一方で、同保険の加入記録が継続している他の3人のうち1人が供述する業務内容はF業務兼務のB作業員であり、当該3人のうち他の2人はいずれも女性であることから、これらの者は申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

さらに、被保険者原票によると、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上述の同僚6人及び前述の厚生年金保険被保険者3人は、いずれも、当該期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立期間②に係る同保険の離職日は昭和57年12月20日、被保険者資格取得日は58年5月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者期間と合致する。

その上、申立人が保管する普通預金口座別残高表によれば、申立人が、申立期間②中の昭和58年1月から同年4月までの毎月において、公共職業安定所から、雇用保険の失業給付と考えられる金額の振り込みを受けていたことが確認できる。

- 6 申立期間③については、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚13人のうち、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間③前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人は、いずれも申立期間③において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者ではなかった期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られなかった。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間③前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人のうちB作業員であったと供述する二人は、申立期間③において同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険の被保険者ではなかった期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られず、この一方で、同保険の加入記録が継続している他の一人が供述する業務内容はE業務員であることから、同人は申立

人とは立場が異なっていたものと考えられる。

さらに、被保険者原票によると、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上述の同僚3人及び前述の厚生年金保険被保険者二人は、いずれも、当該期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の申立期間③に係る同保険の離職日は昭和58年12月5日、被保険者資格取得日は59年3月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者期間と合致する。

- 7 申立期間①から③までについては、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚13人のうち、生存及び所在が確認された者11人に照会したところ、回答があった7人のうち、B作業員であったと供述する一人は、「当時、B作業員は15人か16人ぐらいいたが、冬期には失業保険を受給し、健康保険については政府管掌健康保険の任意継続被保険者の保険証を使っていた。専務からこの旨の説明があったので、B作業員は全員同様の取扱いであったと思う。」と供述しているほか、同様にB作業員であったと供述する他の一人は、「春から秋までは県内で働き、冬期は県外に出稼ぎに行っていたが、出稼ぎに行っている間に健康保険証が切り替わったことを記憶している。」と供述している上、同人の妻も、「夫が留守の時に、会社から、『健康保険証が替わるので今までの保険証を返してほしい。』との電話があり、会社がだめになったのかと思って不安になったことを覚えている。」と供述している。

また、オンライン記録により、各申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、回答があった8人のうち1人が、「当時の所長から、冬期はいったん退職して失業保険を受給してくれとの話があり、健康保険も政府管掌健康保険の任意継続被保険者となって、その保険料も自分で負担していた。同僚が、『厚生年金保険の加入を切られると、後々年金を受給する時に困る。』と話していたことも記憶していることから、この間は厚生年金保険には加入させない取扱いであったと思う。当時、会社の経営は苦しく、機械の維持費も払えない状況であった。」と供述している。

これらの供述、上記3から6を総合的に判断すると、申立期間①から③までの当時、当該事業所では、B作業員として勤務する者について、冬期間は厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた上で政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得させる取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

- 8 申立期間④のうち昭和61年2月28日から同年12月1日までの期間については、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業

所であった形跡が無い。

また、上記3で述べたとおり、代表取締役は、「申立期間④において会社は事実上倒産していた。」と供述しており、当該事業所が申立期間④において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなった昭和61年2月28日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者5人のうち、E業務員であったと供述する一人は、「A社は、昭和61年初めに関連会社の倒産に伴って倒産しており、私も同年4月に退職した。」と上述の代表取締役の供述を裏付ける供述を行っている。

さらに、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚13人のうち、オンライン記録により、申立期間④前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者4人は、いずれも当該期間において同保険の被保険者であった形跡が無く、このうち生存及び所在が確認された者3人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも「申立期間④においても継続して勤務していた。」と供述しているものの、兩人から申立期間④のうち昭和61年2月28日から同年12月1日までの期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票によると、代表取締役、上述の昭和61年2月28日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者5人、及び前述の申立期間④前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚4人は、いずれも、申立期間④において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

- 9 各申立期間について、申立人は、「冬期間に県外に出張していたのはすべてのB作業員ではなく、行かなかった者は雇用が打ち切られたのかもしれないが、私はそうならないために出張していたので、行かなかった者とは取扱いが違ってはいたはずだ。」と主張するが、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚13人のうち、生存及び所在が確認された者11人に照会したところ、回答があった7人のうち上記5で述べた1人を含む3人が、「冬期は県外に出張又は出稼ぎに行った。」と供述しているものの、上述のとおり、これらの者は、いずれも自身が当該事業所に継続して勤務していたとする申立期間②、③又は④において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できることから、当時、当該事業所において、冬期間に県外に出張又は出稼ぎに行った者について厚生年金保険の加入を継続させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 10 申立期間①から③まで及び申立期間④のうち昭和61年2月28日から同

年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①から③まで及び申立期間④のうち昭和 61 年 2 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③まで及び申立期間④のうち昭和 61 年 2 月 28 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案2254

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和28年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和28年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年7月までは1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月21日から29年8月21日まで

昭和28年3月にA社B工場に採用となり、試用期間経過後、同年8月21日に厚生年金保険に加入し、40年12月18日まで勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び年金手帳には、いずれも「はじめて資格を取得した日」欄に「昭和28年8月21日」と記載されている。

さらに、A社B工場が保管する厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は「昭和28年8月21日」と記載されている上、当該台帳には、申立人が申立期間中の昭和29年5月1日に標準報酬月額が変更となった記録が確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の欄には、昭和29年8月1日を示す「29.8.1」と記載されているものの、当該被保険者資格取得日の上には「28」の記載がある上、当該払出簿の備考欄には、「原簿漏れのため遡及取

得」と記載されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について、当時、社会保険事務所(当時)の事務処理に誤りがあった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和28年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年7月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和56年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月から57年9月までは14万2,000円、同年10月から58年6月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月15日から58年7月1日まで
昭和56年10月15日から58年9月1日まで、A社でB業務を担当する係長として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の再入社に関する具体的な供述内容、申立人を同社に紹介したとされる同僚及びその妻の供述内容、並びに申立人が同社に入社した直後に入社したとされる同僚の供述内容から判断すると、申立人は、昭和56年10月15日に同社に入社し、申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、当該事業所の経理課長であった同僚及び給与事務を担当していた同僚は、「申立人は正社員として採用されている。正社員は採用と同時に厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料を給与から控除していた。申立人も、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が当該事業所に入社したとする時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚8人が確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所における被保険者記録が未統合となっている1人を除く7人は、いずれも前職の事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失とほぼ同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられ、これは先の同僚の供述と符合する。

加えて、上記の同僚の一人からは、「申立人は、私がA社に入社する少し前に、私と同様に、B業務を担当する係長として入社した。同社では、正社員は、全員、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」との供述があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和56年10月から57年9月までの期間は14万2,000円、同年10月から58年6月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、オンライン記録により、昭和61年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立期間当時の事業主も死亡していることから不明であるが、健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該事業所の被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が58年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る56年10月から58年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年4月まで

平成3年6月ごろ、20歳から国民年金の加入が義務付けられているとして、A県B区役所から加入手続の書類が届いたので、私と母と一緒に同区役所で加入手続を行い、同時に20歳以降の未納となっていた保険料22万円から23万円ぐらいを窓口で納付した。

学生の年金制度が変わった直後で、今なら^{さかのぼ}遡って払えるとのことで、将来受給できる年金が減額されないように国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の手帳記号番号者の国民年金加入状況から、平成5年4月ごろと推認されることから、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料は納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、B区役所において、加入手続と同時に申立期間の国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付したと主張するが、同区役所によると、当時、同区役所では過年度保険料の収納は行っておらず、過年度保険料の納付を希望する者には、社会保険事務所（当時）に連絡して、同事務所から納付書が送付されていたとしていることから、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1600

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和55年4月にA県B市のC職として採用された後、同年5月ごろ、前の勤務先を退職してからC職に採用されるまでの年金の空白期間について、B市D局の職員から国民年金への加入を勧められ、加入した。国民年金保険料については、その職員が給与から控除して毎月納付してくれるというのでお願いした。保険料相当額が給与から天引きされていたのは間違いなく、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号者の国民年金加入状況調査により、平成元年4月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、B市D局の職員（当時）に国民年金の加入を勧められ、保険料相当額が給与から控除されていたと主張しているが、当該職員は、「当時、年金の知識も無く、国民年金への加入を勧めることは無かったと思う。また、E係の私の業務は、銀行から現金をF施設に運ぶだけであり、給与計算はG係が行い、給与袋に現金を入れる作業はF施設の担当者が行っていた。私が直接給与から現金を控除することは無かった。」と述べている。

さらに、B市D局への照会により、当該職員が申立期間当時、E係に在籍していたこと、給与の計算はG係が担当していることが確認できたことから、当該職員が申立人の国民年金保険料相当額を給与から控除し納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年2月まで

私は、昭和47年6月ごろに国民年金及び国民健康保険の加入手続をA市役所で行い、48年7月ごろに、未納であった申立期間の国民年金保険料及び国民健康保険料の督促のはがきを受け取り、同市役所の支所と思われる所で納付した。また、昭和50年夏ごろに、未納であった国民年金保険料を出張先のB県内の郵便局で納付した。納付した申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料は合わせて30万円ぐらいであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和48年7月ごろに、A市役所の支所と思われる所で、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、その時点では、申立期間の47年4月から48年3月までの期間は過年度保険料となる上、同市では、「当時、本市では、国民年金の過年度保険料を収納することはなく、また、市役所に支所及びそれに類するものは無かった。」と回答しており、申立人の主張とは一致しない。

また、A市では、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事実が確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後転居したC県D町で、昭和51年7月ごろに払い出されたことが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立人に対して納付書の発行及び保険料の督促等が行われていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間については、申立人は20歳前であることから、申立期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年9月まで

私は、昭和44年1月ごろ、勤務先に来たA県B区役所の職員から、国民年金の加入勧奨を受けた。この時、私は同年*月に20歳になることを話したが、その職員から、「20歳になる年の1月からの国民年金保険料を納付することになっている。」と言われたため、私は不審に思いながらもその場で同年1月の国民年金保険料を職員に渡し、その後の保険料は、毎月、同区役所の窓口で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 20歳到達前の昭和44年1月ごろに勤務先に来たA県B区役所の職員に国民年金の加入手続をして、その場で同年1月の国民年金保険料を納付したこと、ii) 同年2月以降の保険料は、後日送付された国民年金手帳を同区役所の年金窓口^{さば}に持参して毎月200円か300円の国民年金印紙を購入して検認を受けたことなど、納付方法に関する記憶が具体的である上、同区役所の資料により、申立期間当時の保険料の納付方法は、区役所C課窓口における印紙検認方式であり、区役所の国民年金推進員が戸別訪問して国民年金印紙を売り捌き、検認を行っていたことも確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の生年月日は昭和24年*月*日であるが、申立人が所持する年金手帳には、被保険者資格取得日が20歳に到達する*か月前の44年1月17日と記録されている上、特殊台帳(マイクロフィルム)では、申立人の生

年月日を24年1月18日として納付記録が管理されていることが確認できるとともに、オンライン記録により、61年8月8日に申立人の生年月日及び被保険者資格取得日が訂正処理されていることが確認できることから、申立人は、申立期間が20歳到達前であっても、国民年金保険料を納付することができたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、国民年金保険料の納付記録については、納付期間が20歳前の期間であるため、制度上、記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年3月まで

私は、昭和47年の20歳誕生日前にA町役場から国民年金手帳が送付されてきたので、自分で加入手続き、金融機関で国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月ごろに国民年金の加入手続きをしたと述べているが、申立人は、加入場所、国民年金手帳交付等の加入手続き状況に関する記憶が定かでなく、保険料納付についても納付時期や保険料額等の記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得状況から昭和49年5月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人は、払出時点で発行されたとみられる国民年金手帳のほかに交付を受けた年金手帳は無いとし、ほかに別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時点で20歳到達前日の昭和47年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和47年*月の国民年金保険料が納付済みであり、この月以降の保険料は間違いなく納付したはずと述べているが、申立期間当時に申立人が居住していたA町が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カード及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、国民年金保険料を前納した後に厚生年金保険被保険者資格を取得した49年12月の保険料の過誤納について、50年1月11日に還付決定され、当時、未納となっていた47年*月の保険料に充当処理されていることが確認できる上、申立人

は特例納付やさかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしていることから、申立期間について、保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1604（事案 183 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立期間の昭和47年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から55年3月まで

前回の申立てでは、申立期間の訂正が認められなかったが、その後、新たな資料として、平成13年9月に社会保険事務所（当時）でもらったと思われるメモが見つかった。このメモには、国民年金保険料の納付月数が「272」と記載されているが、もっと長い期間の保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号が大きく相違し、夫婦同時に国民年金の加入手続をしたとは考え難いこと、及び納付年月日が確認できる時期においても夫婦で納付時期が異なっているなど、夫婦同時に保険料を納付していたとする申立内容には不合理な点が見受けられ、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月12日付けで年金記録を訂正する必要は無いとする通知が行われている。

今回、新たな事情として、申立人は、平成13年9月20日に社会保険事務所でもらった記憶がある老齢基礎年金額を試算した「メモ」を見つけたとしており、このメモに「国民年金 $804,200 \times 272 / 420 = 520,800$ 65歳から」の記載があることから、自分の国民年金保険料の納付月数は272か月であり、この納付月数よりも長い期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は当該メモの作成経緯等に関する具体的な記憶が無く、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持するメモに記載されている「804,200」は、平成13年度の満額の老齢基礎年金額と一致している一方、加入可能月数（420月）及び納付月数（272月）は、申立人の加入可能月数（456月）及び納付月数（235月）

とは一致していないことから、このメモは、申立人の老齢基礎年金額を試算したものとは考え難い。

一方、オンライン記録により、申立人の夫の納付月数は272月であることが確認できるとともに、加入可能月数は、昭和16年4月1日以前生まれの者に対する特例措置により420月となることから、申立人が所持する試算メモについては、平成13年11月に老齢基礎年金の受給権が発生する申立人の夫の年金受給額の試算式であるものと推認できる上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月に夫の転勤でA町に転居した際、町内会の班長で同町役場に勤務していた人に勧められて国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、私自身か夫が毎月又は数箇月分をまとめて町内や転居先のB市の金融機関で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の任意加入手続をしたと述べているが、申立人が加入手続を依頼した者は既に死亡しており、申立人は加入手続に直接関与していないことから、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA町が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の記録は無く、同町及び転居先のB市を管轄するC社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人に係る払出記録が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の符号は、申立人が昭和44年4月ごろに転居した先の住所地を管轄するD社会保険事務所（当時）の払出符号であり、同事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は45年12月28日に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が唯一所持する国民年金手帳（昭和45年7月発行）により、申立人の国民年金任意加入被保険者の資格取得年月日が申立期間後の昭和45年6月29日であり、オンライン記録とも一致していることから、申立人はこのころに加入手続を行ったものと推認でき、任意加入被保険者については、制度上、加入手続を行った時から資格取得日をさかのぼること、及び国民年

金保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人もさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人及び申立人の夫は納付書により国民年金保険料を金融機関で納付したとしているが、申立期間当時、A町及びB市では印紙検認方式であったことから、納付書が発行されることはなく、納付方法が一致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
昭和 53 年 1 月 16 日から 55 年 4 月 30 日まではA社B営業所に勤務し、同年 5 月 1 日から同営業所の業務を引き継いだC社に勤務した。
申立期間は、厚生年金保険の加入記録が確認できないが、A社B営業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA社B営業所に勤務していたと主張しているが、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、昭和 53 年 1 月 16 日に資格取得し、54 年 11 月 30 日に離職していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している上、申立営業所の業務を引き継いで設立されたC社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間前の同年 11 月 26 日に同社の取締役就任していることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の総務課長は、「申立期間当時、A社の経営状態が悪化し、B営業所を含め数か所の営業所が新たな会社として独立した。当時、独立のため退職した従業員に対しては、その時点で社会保険の被保険者資格を喪失させており、社会保険料を控除することも給与を継続して支給することも無かった。また、従業員に対しては、何らかの形で退職後の社会保険手続について説明した。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、A社B営業所に勤務し、同社から独立して設立されたC社の代表取締役であった者は、「A社からは、退職時に、C社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間は自分で年金に加入するように説明を受けた

ので、厚生年金保険の任意加入の手続をして全額自分で保険料を納付していた。」と供述しており、オンライン記録でも申立期間に対応する期間は厚生年金保険に任意加入していることが確認できる上、残りの二人は、オンライン記録によると、申立期間に対応する期間は国民年金に加入しており、これらのことは、上述の総務課長の供述とも符合している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2257

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 12 日から 59 年 12 月 12 日まで
昭和 56 年 3 月 26 日から 59 年 12 月 12 日まで A 社の正社員の B 職として C 業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 社に正社員として勤務していたと主張しているが、同社では、「申立期間当時の申立人に係る資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A 社の代表取締役であった者、及び申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち連絡が取れた同僚二人（当時、社会保険事務を担当していた者を含む。）は、共に、「申立人は正社員として採用され勤務していたが、入社してから 1 年間も勤務しないで会社を辞めた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同社における申立人の厚生年金保険被保険者の加入月数は 9 か月であることが確認でき、上述の勤務期間に関する供述とオンライン記録が符合している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A 社と同社が買収した D 社は同じ建物に事務所があった。」としており、D 社において勤務していた可能性も考えられたことから、当時、D 社の代表取締役であった者に照会したが、同人は「申立人は当社の社員であったことは無い。申立人は、A 社の社員で 1 年間も勤務していなかった。」と供述している上、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和 55 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 1 日までの期間）を

確認したが、申立人の名前は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も見られなかった。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、雇用保険の離職日の翌日である昭和56年12月12日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、また、雇用保険の被保険者記録によると、当該離職に際し離職票の交付を受けるとともに、雇用保険の求職者給付等を受給していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月ごろまで
昭和 61 年 10 月にA社B支社内の支部にC職として入社し、62 年 3 月ごろまで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社B支社内の支部に昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月ごろまで勤務したと主張しているが、A社の業務を承継するD社に照会したところ、「申立期間当時のA社の社員リスト及びシステム上の社員データに申立人の名前が無いことから、申立人の勤務実態は分からない。また、A社に係る厚生年金保険関係の資料が保存されていないことから、申立人の厚生年金保険の適用等についても不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社の厚生年金保険被保険者として確認できる者の供述等から把握した申立期間当時の同社B支社長、同支社のE業務課長、E業務係長等9人に照会したところ、いずれも申立人を記憶していないと供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、前述の9人のうち7人は「当時、C職は入社1か月目が委嘱期間、2か月から3か月目は見習期間であったので、3か月間は厚生年金保険等の社会保険に加入させなかった。見習期間中に業務の実績を上げた者をF社員として継続雇用し、4か月目から厚生年金保険に加入させたが、実績を上げなかった者は3か月で解職したので、厚生年金保険等には加入していないはずである。当時、3か月で解職された者が結構多かったので、申立人の場合

も実績を上げられなかったために3か月で解職され、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思われる。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録を確認できない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 30 日から 7 年 1 月 1 日まで

A社B事業所に平成6年8月から勤務しており、同社と合意の上で同年12月末に退職したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者資格喪失日が同年12月30日になっていることから、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「当時の関係資料は保管期間経過のため廃棄済みであり、申立人の雇用期間については分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、当時、当該事業所の給与計算事務等を受託していた会計事務所に照会したところ、「当時の資料については、保管期限が経過したため廃棄している。」と回答しており、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所を平成6年12月29日に離職していることが確認でき、これは、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職の翌日）と一致する。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月から 6 年 6 月 1 日まで
平成 3 年 11 月から 6 年 5 月 31 日まで A 社に勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 6 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 12 月 21 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「会社設立から申立期間を含む平成 6 年 6 月 1 日まで、全従業員が国民年金に加入しており、厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間においては厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚、及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した平成 6 年 6 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 11 人の合わせて 12 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、そのうち二人は、「入社時に会社から、社会保険に加入していないため、年金は国民年金に、健康保険は国民健康保険に加入するよう説明があった。」と供述している上、当該同僚を含む

5人が、「会社が厚生年金保険の適用事業所になる以前から勤務していたが、この間は国民年金に加入していた。」と供述しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間については、オンライン記録により、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 8 月 6 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社C支店に勤務していた申立期間②のいずれも、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく申立てに係るそれぞれの事業所に勤務し、給与から同保険料が控除されていたと思うので、各申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間当時においてA社の社会保険事務及び給与計算事務担当者であった現在の事業主の供述、及び申立人の申立内容から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しなしながら、前述の事業主は、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について「当社では、入社から3か月程度の試用期間を設けており、同期間は臨時職員とし、その後正職員として採用していることから、申立人は、申立期間においては臨時職員として勤務していたはずである。厚生年金保険が適用されるのは正職員についてのみであることから、臨時職員として雇用する試用期間については、同保険を適用しておらず、当該取扱いは、申立期間当時においても同様であった。」と供述している上、同保険料の控除についても、「厚生年金保険を適用していないにもかかわらず、給与から同保険料を控除していたことは無いことから、申立人についても同様に、給与から同保険料を控除していたことは無いはずである。」と供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、現在は同社の取締役であることが確認できる申立人が名前を挙げた同僚に照会したが、前述の事業主と同様に、「申立人のことは全く記憶に無いが、現在と同様に、入社から3か月程度の試用期間があり、正職員となった時から厚生年金保険を適用していたはずである。また、同保険を適用していないにもかかわらず、給与から同保険料を控除するようなことは無いはずである。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、昭和52年にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚6人に照会し、二人から回答が得られたところ、このうち一人が記憶している同社に係る入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは5か月間相違していることが確認できること、及び当該同僚は「入社時の面接において、厚生年金保険については、正職員として採用した時から適用し、試用期間は同保険を適用しない旨の説明を受けたことを覚えているとともに、同期間において、給与から同保険料が控除されていたという記憶も無い。」と供述していることを併せて判断すると、申立人が当該事業所において、入社日から同保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

- 2 申立期間②については、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社C支店に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社C支店が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できないものの、申立人が同社同支店で共に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人のいずれもが、同社D工場と同僚の被保険者資格を取得していることから、同社同支店に勤務していた職員についても、同社同工場で一括して同保険の適用を行っていたものと考えられるところ、同社同工場は、昭和61年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は平成14年6月18日に解散していることが確認できることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、前述の同僚3人に対し、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したものの、いずれの者からも回答を得ることはできず、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により、B社D工場において昭和55年に厚生年

金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 21 人に照会し 9 人から回答が得られたところ、このうち二人が「申立人が B 社 C 支店に勤務していたことを覚えている。」と供述しているものの、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況については、いずれもが「全く分からない。」と供述している。

加えて、B 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録において、申立人の B 社 C 支店に係る加入記録は無い。

- 3 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

申立期間①は、A社かB社が経営していた「C」及び「D」という名称の商業施設で、E職として勤務していた。

申立期間②は、F社が経営していた「G」という名称の商業施設で、E職として勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、オンライン記録によると、昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、当時の代表取締役等に照会したところ、「勤務していた実態が確認できないため、全く不明である。」と回答している。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 6 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった 4 人共に「申立期間において、申立人と一緒に勤務していたかは記憶に無い。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得は昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失が同年 11 月 5 日と記載されており、記録に訂正等の不自然さは見られない。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できな

い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、F社は平成元年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に申立人の勤務実態等を照会したが回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所で社会保険事務を担当していた同僚は、「私は昭和58年6月から勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入する平成元年12月までは、同保険に加入していなかった。また、申立人についても申立期間当時は同保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 11 日から 46 年 3 月 21 日まで

A社には、昭和 45 年 4 月 11 日に入社した後、47 年 4 月 8 日に退職するまで継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 46 年 3 月 21 日として記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態とは相違しているので、同保険の被保険者資格取得日について、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、A社に照会したところ、同社では「申立期間当時の資料は廃棄していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することはできない。しかし、当社では入社から試用期間を設けており、同期間は厚生年金保険及び雇用保険は適用せず、同期間が満了した時から適用を開始している。当該取扱いは、申立期間当時も同様であったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち所在が特定できた6人に照会し、これら6人のうち4人から回答が得られたところ、このうち申立期間当時の常務取締役であった現在の代表取締役は、「当社では、入社から一定の試用期間が設けられていたことから、私自身も、入社日からは厚生年金保険に加入しておらず、入社から3か月を経過した時から同保険に加入し、給与から同保険料が控除されるようになった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間

における同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 11 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、このうち 3 人が「申立期間当時においては、入社から一定期間の試用期間があり、同期間については、厚生年金保険が適用されていなかった。」と供述していること、及びこれら 3 人のうち 2 人が、「厚生年金保険が適用されていなかった試用期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述していることを併せて判断すると、当該事業所では、申立期間当時、入社後一律に厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかったことが考えられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社における同保険の被保険者資格取得日は、昭和 46 年 3 月 21 日であることが確認できる上、この記録は、申立人の同社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票のいずれにおいても一致していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月 22 日から同年 12 月 21 日まで
② 平成 2 年 12 月 21 日から 5 年 7 月 31 日まで
③ 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで

申立期間について標準報酬月額の記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①は44万円、B社で勤務していた申立期間②のうち平成2年12月21日から3年9月30日までの期間は44万円、同年10月1日から5年7月30日までの期間は47万円及びC社で勤務していた申立期間③は36万円となっている。

しかし、いずれの事業所においても採用されてから辞めるまで、給与月額は50万円であったはずであり、これに見合った厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立期間①及び②に係るA社及びB社は、いずれも平成5年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、商業登記簿謄本により、両事業所は14年12月3日付けで解散していることが確認できる上、両事業所の代表者及び役員であったことが確認できる二人のうち一人は所在が確認できず、他の一人からも照会に対する回答が得られないため、申立期間①及び②について、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除状況について確認する資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、A社及びB社で申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる者一人に照会

したところ、「両事業所において、私が厚生年金保険の事務を担当していた。申立人の主張する標準報酬月額の違いについては分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②の前後の期間に、A社及びB社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる者5人（先述の厚生年金保険の事務担当者を除く。）に照会したところ、いずれの者も、「自身の標準報酬月額については当時の給与月額に見合っており誤りは無い。」と供述している。

加えて、申立期間①及び②において、A社及びB社において、厚生年金保険の事務手続を担当していたと申立人が主張する会計事務所に照会したところ、「当事務所は、両事業所における厚生年金保険の事務手続には関与していない。当時、両事業所には担当の社会保険労務士がおり、その者が当該事務を担当していたと聞いているが、その者が従業員なのか委託社会保険労務士なのかについては分からない。」と回答しており、当該事務所からも申立人の主張を裏付ける供述が得られない。

- 2 申立期間③について、オンライン記録により、C社は、平成9年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、商業登記簿謄本により同組合は10年6月に破産終結していることが確認できることから、同組合の当時の事業主であったことが確認できる者に照会したところ、「厚生年金保険の事務手続は申立人が行っていた。報酬額は、申立人が主張する月額50万円ではなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間③を含む前後の期間に、C社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる者3人に照会したところ、うち二人は申立期間③の前に同組合を退職しており当該期間のことは分からないと回答しており、他の一人からは文書照会に対して回答が無く、いずれの者からも申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除の状況について確認ができる供述を得ることができない。

- 3 オンライン記録を確認したが、申立人のA社、B社及びC社に係る標準報酬月額が訂正された形跡は見られなかった。

また、申立期間①、②及び③当時の申立人に係る給与明細書等の資料は無い上、当該3事業所が既に解散していることから、当時の賃金台帳等も確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2265 (事案 1088 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 45 年 12 月まで

申立期間①は、A社に勤務してB社C工場内でD作業員の業務に従事し、また、申立期間②は、E社本社に勤務してF社G出張所及び同社H出張所の構内でD作業員の業務に従事していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

今回、当時の事業主、上司及び同僚の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社に照会したところ、同社から「昭和 40 年 8 月以前の厚生年金保険被保険者台帳等は廃棄済みである。」との回答があり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できないこと、ii) 申立人が同社と一緒に勤務していたとする者 4 人は既に死亡している又は所在不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないこと、iii) 申立人が同僚であったとする者二人のうち所在が確認された一人に照会したところ、同人は「申立人についてはっきりとした記憶が無い。私が入社した時には、すぐに一人前の仕事ができるわけではないので 1 年間の見習期間があり、申立人も同様であったのではないか。」と回答しているところ、社会保険事務所(当時)の記録によると、同人は自身が記憶する入社時期から 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格

を取得したことが確認できる上、同資格を取得する前の期間に同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかったこと、iv) 社会保険事務所の記録により、申立期間①当時、同社で厚生年金保険の被保険者であり、かつ、所在が確認された 14 人に照会したところ、申立人の主張と同様に B 社の構内で D 作業員であったとの回答をした 4 人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から最短 6 か月後、最長 2 年 8 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、当該 4 人は、同資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述をしなかったことを踏まえると、当時、同社では、D 作業員等として採用した者について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いがあったものと考えるのが妥当であること、v) 同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、被保険者の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことを理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 14 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人が新たに当時の事業主及び同僚等として 3 人の名前を挙げているが、既に死亡している一人を除く二人に照会したところ、一人から回答が無く、ほかの一人からは申立人の名前に記憶は無い旨の回答があり、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の記録によると、E 社は平成 8 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できないこと、ii) 申立人が同社と一緒に勤務していたとする同僚二人のうち所在が確認された一人に照会したが回答が得られず、申立人の勤務状況等について確認することはできないこと、iii) 社会保険事務所の記録により、申立期間②当時、同社で厚生年金保険の被保険者であり、かつ、所在が確認できる者 11 人に照会したところ、F 社 G 出張所又は同社 H 出張所内の現場で勤務していたとの回答をした 4 人を含む 6 人は、「申立人については記憶が無い。」と供述している上、このうち一人は、「私は、昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで G 出張所に常駐していたので、申立人が勤務していたのならば当然知っているはずだが、申立人についての記憶は無い。」と供述して

おり、また、ほかの一人は、「期間は不明だが、申立人と一緒に勤務したことがある。」と供述しているものの、同人は、当該G出張所内の現場のほかに、申立人が勤務していたと主張するE社のC営業所においても勤務していたと供述していることを踏まえると、同人が申立人と一緒に勤務していたとする記憶も、当該G出張所内の現場に係るものとは特定できず、ほかに申立人が申立期間②において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同社における加入記録は無いことを理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年7月14日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人が新たに同僚4人の名前を挙げているが、このうち、既に死亡している二人を除く二人に照会をしたところ、いずれも「申立人と一緒に勤務していた記憶があるが、勤務期間は分からない。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2266

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。
しかし、申立期間当時はA社が経営していたB商業施設でC職として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 3 月 1 日までの期間について、B商業施設を経営していたA社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿及びオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が確認できない上、商業登記簿謄本によると、平成 14 年 12 月 3 日に解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、雇用保険の給付記録によると、申立人が昭和 59 年 5 月 9 日から同年 12 月 11 日まで基本手当を受給していたことが確認できる。

さらに、A社が経営を行う直前にB商業施設を経営していたD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 59 年 6 月 1 日と同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる者のうち連絡先の判明した 16 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち申立人を記憶していた者は 5 人であり、そのうち同年 6 月 1 日以降もB商業施設に勤務していたとする一人は、「経営がA

社に変わる際に経理担当から個人で国民年金に加入するよう言われたと思う。昭和 59 年 6 月 1 日以降は厚生年金保険料が控除されていない。」と供述しており、また、その他の一人は「B 商業施設を経営する会社が変わる際に厚生年金保険に加入しなくなるとの話を聞き、そのころに会社を辞めた。」と供述している。

加えて、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 59 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録によると D 社における申立人の資格取得日は 57 年 9 月 1 日、離職日は 59 年 4 月 30 日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と一致する。

その上、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 10 日まで
② 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 4 月 20 日から同年 6 月 30 日まで
④ 昭和 49 年 8 月 17 日から同年 12 月 10 日まで
⑤ 昭和 50 年 4 月 20 日から同年 12 月 10 日まで

申立期間①、③、④及び⑤についてはA社に、申立期間②はB社に、いずれも期間雇用のC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、④及び⑤について、オンライン記録によると、A社は、昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤の一部を除き、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は昭和 52 年 9 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①、③、④及び⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚 6 人全員が、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無い上、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 6 人のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、回答があった一人は、「昭和 50 年 4 月 20 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人と一

緒に勤務していた。私は期間雇用のC職として勤務しており、勤務期間は5年から6年間であったが、厚生年金保険の加入記録は50年10月1日から同年12月1日までである。」と述べており、申立人が申立期間⑤について当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間④のうち昭和49年9月1日から同年11月30日までの期間について、事業所名は不明であるが、同保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、「当該期間は、申立ての事業所以外に勤務していたかもしれない。」と述べている。その上、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和45年6月20日から46年12月30日までの期間及び57年5月1日以降においては、厚生年金保険の適用事業所であったが、申立期間②当時は同保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「申立人は、期間雇用として勤務していたが、勤務期間は不明である。申立期間②については、当社は厚生年金保険の適用を受けておらず、すべての従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答があった。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた4人のうち、オンライン記録により所在が確認できた一人は、「申立人の昭和47年の勤務期間は、春ごろから秋の遅くまでであり、日給の期間雇用としてふた夏一緒に勤務した。」と述べており、当該同僚は昭和46年7月1日から同年12月1日までの期間、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるものの、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者であった記録は無い上、申立人について、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所が申立期間②以前に適用事業所であった期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が確認できた5人に照会したところ、回答があった3人全員が、「申立人のことは分からない」と述べていることから、申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

その上、申立人は、当該事業所において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、

厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間②に係る申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間については、A社B支社C営業所（現在は、D社）にE業務員として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社C営業所の業務内容及び自身の仕事内容について詳細に記憶していることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がE業務員として当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に照会したところ、「厚生年金基金の記録を確認したが、申立人の名前は無いことから、申立人はE業務員であったと思われる。E業務員の給与は歩合制であり、勤務拘束時間も無いため、社会保険及び労働保険に加入させていなかった。昭和 50 年以前のE業務員の記録簿が無いことから、在籍の確認もできない。」と回答している。

また、申立人及び同僚が営業所長をしていたとする者一人に照会したが、「申立人の名前は記憶に無い。E業務員は正社員ではなく、給与は歩合制であり、社会保険には加入していない。」と述べている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 10 人に照会したところ、回答があった 5 人全員が、「私は、内勤業務をしており、給与は固定給であった。」と述べており、申立人と同じE業務員であった者はいなかった。また、回答があった 5 人のうち 3 人が、「E業務員は歩合給であった。」と述べており、このうちの二人は、「E業

務員は社会保険に加入していなかった。」と述べている。

なお、申立人及び前述の営業所長であった者が、E業務員であったとする複数の同僚についても、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 11 月ごろまで

申立期間はA県B区にあったC社営業所にD作業員として住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に照会したところ、申立期間当時、A県B区に所在したC社営業所の名称が「E営業所」であることが判明したものの、事業所名簿によると、E営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、同営業所の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況やE営業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

一方、申立期間当時、C社営業所の事業主及び従業員の社会保険事務手続を代行していたF会に照会したところ、「当会では、当時、C社営業所からの依頼を受けて、営業所事業主及び従業員に係る社会保険事務手続を代行するとともに、F会を適用事業所として社会保険に加入させていたが、当会が保管する社会保険加入台帳によれば、申立人が当会で厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。当時は、従業員を同保険に加入させるかどうかは営業所に任されており、従業員が同保険に全く加入していない営業所もあったと聞いている。」と回答しており、申立人がF会において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料や供述は得られなかった上、同会から提出された申立期間当時の社会保険加入台帳の写しにより、申立人の氏名に該当が無いことが確認できる。

また、申立人は、E営業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶してい

ないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び同営業所に勤務する者に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、G会に照会したものの、「申立人がD作業員であったかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況について確認することはできなかった。

さらに、F会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和46年4月1日に同会において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間において継続して同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者14人に照会したところ、回答があった8人は、いずれも「申立人については知らない。」と供述している上、これらの者が供述する申立期間当時の勤務先は、いずれもE営業所以外の営業所であり、E営業所に勤務していた者で同会において厚生年金保険の被保険者であった者は確認できなかった。これらのことを踏まえると、当時、E営業所では、従業員については厚生年金保険に加入させておらず、F会に対する同保険の加入依頼も行っていなかったものとするのが妥当である。

加えて、F会に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 2 日から 11 年 9 月 6 日まで

申立期間はA社に勤務し、B職員としてC社でD業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。一緒に勤務していた友人には、A社における同保険の加入記録があると聞いている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚の供述、及びオンライン記録により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したものの、「当社では、人事関連文書については本人の退職後5年、人事関連データについては本人の退職後10年をそれぞれ保存年限としており、申立期間当時の関係書類は既に廃棄済みであるため、申立人の勤務状況及び社会保険の加入状況については確認できない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚8人のうち2人は、オンライン記録によれば、申立人と同様に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、他の二人は、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができない。この一方で、当該8人のうち当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる他の4人に照会したところ、回答があった二人のうち申立人が「A社で厚生年金保険の加入記録があると聞いている。」とする者については、自身が記憶する入社時期から1年

10 か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の一人についても、自身が記憶する入社時期から1年2か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、両人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者23人に照会したところ、回答があった8人全員が、自身が記憶する入社時期から、1年後から6年3か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、入社時から同保険に加入したとする者はいない上、このうち6人は、いずれも「厚生年金保険には、本人が希望しなければ加入できなかった。」と供述しているほか、当該6人のうち3人は、「入社してから1年以上経過しなければ希望しても同保険に加入できなかった。」と供述しており、他の二人は、「入社時に加入を希望したが、拒否された。」と供述している一方で、これらの者からも、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後、一定期間を置いた上、本人の希望により厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、当該事業所が申立期間当時加入していたE健康保険組合に照会したものの、申立人が同組合の組合員であったことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
昭和 45 年 4 月 1 日から平成 20 年 10 月 1 日まで、「A社」(その後、「B社」に名称変更し、現在は、「C社」に名称変更している。)に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、私以外の従業員は、昭和 45 年 4 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があったが、私の厚生年金保険の加入は 56 年 1 月 1 日からとなっており、勤務当初の約 10 年間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に「A社」及び「B社」に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、「A社」は昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、「A社」を名称変更した「B社」は 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 47 年 9 月 1 日から 53 年 9 月 30 日までの期間は、「A社」及び「B社」のいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所に該当しない。

また、申立人は、「『A社』及び『B社』の従業員は、全員、昭和 45 年 4 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ厚生年金保険の加入日が 56 年 1 月 1 日となっているのは、おかしい。」と主張しているが、複数の同僚が、「『A社』及び『B社』は、昭和 55 年ごろにC社として法人化さ

れるまで、個人事業所であった。申立人は当該個人事業所の事業主であった。」と供述しており、個人事業所の事業主は、厚生年金保険法第9条に規定する厚生年金保険の被保険者に該当しないことから、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は認められない。

さらに、商業法人登記簿謄本から、「A社」及び「B社」は、昭和55年11月14日に「C社」として法人化されるまで個人事業所であったことが確認できる上、同登記簿謄本から、申立人は「C社」の代表取締役であることが確認でき、これは先述の同僚の供述と符合する。

加えて、オンライン記録によると、「B社」は、昭和56年1月1日に法人事業所の「C社」に名称変更されているところ、申立人は、「B社」が「C社」に名称変更された同日（昭和56年1月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、「B社」の法人化により、厚生年金保険法第9条に規定する厚生年金保険の被保険者資格を取得したと考えられ、これは先述の同僚の供述及び商業法人登記簿謄本の記録とも符合する。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 10 月 25 日まで
A社に昭和 55 年 11 月に入社し、58 年 10 月 25 日まで勤務していた。雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書に記載されている 58 年 4 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間は勤務していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及び同僚の供述により、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、商業登記簿謄本に代表者又は役員として名前が記載されている 4 人は、全員所在が判明しないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所で申立期間同時に申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、「A社には 7 年から 8 年勤務したが、従業員が 5 人か 6 人いれば厚生年金保険に加入できると聞き、会社に参加してほしいと要望したものの厚生年金保険に加入していなかった。」と供述するとともに、オンライン記録によると、同人は昭和 55 年 8 月 7 日から 59 年 9 月 23 日まで、国民年金に加入し、そのうちの一部期間について免除申請がされていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた他の同僚は、所在が確認できず、申立人の申立期間についての勤務状況等について確認できない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 13 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 32 年 6 月に A 省 B 局内の C 事業所に雇用された。昭和 33 年と 34 年にも引き続き同事業所に雇用されたが、33 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は C 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の継承事業所である D 事業所は、「行政文書保存期間経過のため資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚 4 人のうち、所在を確認することができた 3 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち申立期間に申立人と同じ E 職であったとする一人は、「私も厚生年金保険の加入記録が無いので、社会保険事務所（当時）に照会したが、昭和 33 年度は E 職全員が厚生年金保険には加入していないとのことであった。」と供述しており、他の一人も「昭和 33 年の私の記録が無いことは、前から知っていた。社会保険事務所を通じて、当時の職場に照会してもらったが、私を含め何人も 33 年の記録が無い者がいることを知った。」と供述している。

さらに、C 事業所における申立期間前後の年度別の厚生年金保険被保険者資格取得者数は、昭和 31 年度は 271 人、32 年度は 448 人、34 年度は 466 人、35 年度は 496 人であるのに対し、申立期間の 33 年度は 4 人であり、上記同僚の供述のとおりであることが確認できる。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間について、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無いことが確認できる。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月に A 社に B 専門職として採用となり、その時点で国民年金から厚生年金保険へ移行したはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及び A 社の回答により申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料を給与から控除することは無かった。」と回答している上、当該事業所から提出された申立期間当時の求人公開カード（写し）の加入保険等の欄の記載も、厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 6 人について、適用事業所になる前の期間における公的年金の加入記録を確認したところ、6 人中 1 人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、また、ほかの二人は公的年金の加入記録が無かった。

加えて、上述の 6 人のうちの 1 人は、「私が入社したのは昭和 62 年 4 月であり、平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得する前は、給与

から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。